

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 道路課

法令名	佐賀県道路占用料条例施行規則			法令番号	昭和28年第10号		
手続名	占用料の減額及び不徴収			根拠条項	第1条 第3項		
審査基準	<p>・ 占用料の減額及び不徴収の対象とする物件は、佐賀県道路占用料条例施行規則第1条第1項及び第2項に例挙しており、同条第3項については前2項に掲げる物件と比較して著しく均衡を失すると認められる物件を対象とする。</p>						
	受付機関	各土木事務所	処理機関	各土木事務所	交付機関	標準処理期間 15～30日	目次
					標準経由期間 日	No.	2